

静岡産業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「大学」という。）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、大学における人事行政の公正の確保、教職員の利益の保護及び教職員の職務能率の発揮を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員及び学生を不快にさせる性的な言動並びに学生が教職員及び他の学生を不快にさせる性的な言動

(2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題

セクシュアル・ハラスメントのため教職員の就労上または学生等の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上のまたは学生等が修学上の不利益を受けること

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この規程及び大学の指針に従い、勤務時間、課外活動時間等の内外、大学のキャンパス施設の内外を問わず、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員を日常監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメントまたはセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮する

こと。

(学長、学部長の責務)

第5条 学長、学部長は、大学の教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

- 2 学長、学部長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、大学の教職員、学生に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 3 学長、学部長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、大学に所属する教職員に対し、必要な研修を実施するものとする。
- 4 学長、学部長は、新たに教職員となったものに対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員、学生等及び関係者からなされた場合に対応するため、大学に苦情相談を受ける職員または苦情相談に対応する委員会等（以下「相談員等」という。）を設ける等必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学の各学部にて総括相談員及び相談員を置く。
 - (1) 総括相談員は、学生部長をもって充てる。
 - (2) 相談員は、学部長の指名する者（ただし、複数の女性を含む。）をもって充てる。
 - (3) 相談員は、教職員からの苦情相談に対応するとともに、他の相談員等と密接な連携を図り、必要に応じて助言等を行う。
 - (4) 前各号のほか、大学における苦情相談に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 大学の各学部においては、それぞれの学部長の定めるところにより相談員等を置き、相談を受ける日時及び場所を教職員、学生及び関係者に対して明示しなければならない。

(相談員等の責務)

第7条 相談員等は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員等は、学部長が苦情相談への対応について定める

指針に十分留意しなければならない。

- 2 相談員等は、苦情相談への対応にあたっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(公的機関への苦情相談)

第8条 教職員は、相談員等に対して苦情相談を行うほか、静岡労働局雇用均等室長に対して苦情相談を行うことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 学長、学部長、監督者その他の教職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした教職員または学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。